

時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想（平成25年1月29日法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会）

時代に即した新たな刑事司法制度の 基本構想

平成25年1月

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会

【目次】

第1	はじめに	1
第2	時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針	2
第3	時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため検討すべき具体的方策	7
1	取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策	7
(1)	取調べの録音・録画制度	7
(2)	刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度	11
(3)	通信・会話傍受等	14
(4)	被疑者・被告人の身柄拘束の在り方	18
(5)	弁護人による援助の充実化	20
2	供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策	22
(1)	証拠開示制度	22
(2)	犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充	26
(3)	公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等 (司法の機能を妨害する行為への対処)	29
(4)	自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方	32
3	その他	34

第1 はじめに

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会は、法務大臣からの諮問第92号（別紙1）を受けて、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方についての調査審議を行うため、法制審議会第165回会議において設置された。

新時代の刑事司法制度特別部会は、研究者、刑事司法を担う実務家、一般有識者など委員26名、幹事14名から構成される部会であり、これまで19回にわたり会議を重ねたほか、刑事司法制度の現状や問題点を把握するため、国内関係機関の視察、被害者遺族、警察官、弁護士及び検察官等のヒアリング、欧州、米国及び大韓民国における刑事司法制度の実情視察を行い、それらの結果も踏まえて幅広い観点から議論・検討を行ってきた。当部会の委員・幹事名簿は別紙2のとおり、当部会におけるこれまでの審議状況は別紙3のとおりである。

このたび、部会の設置から1年半余りを経過し、新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針やそのための具体的方策の在り方について一定の方向性を得るに至ったので、これを、新たな刑事司法制度の基本構想として取りまとめることとした。

今後は、この基本構想に沿って、それぞれの具体的な方策についての検討を進めていくこととなるが、これらの具体的な方策は、刑事司法制度の様々な側面に関連し、極めて多岐にわたるものであることから、当部会の下に2つの作業分科会（作業グループ）を設け、各作業グループで分担するそれぞれの検討事項について部会での議論に資する各制度のたたき台等の資料を策定した上で、それに基づいて部会での議論を行うとの手順で議論・検討を進めることにより、できる限り早期かつ円滑に成案が得られるよう努めることとする。

このような観点から、この基本構想においても、①今後作業グループでの作業を経て当部会で優先的に具体的な検討を行う事項、②これらに関連する事項であって、①の事項についての具体的な検討を行った後に必要に応じて更に当部会で検討することとする事項及び③当部会で結論を得ることが困難であり、当部会とは別の機会に検討されるべき事項とを区別・整理することに留意した。

第2 時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針

これまでの刑事司法制度において、捜査機関は、被疑者及び事件関係者の取調べを通じて、事案を綿密に解明することを目指し、詳細な供述を収集してこれを供述調書に録取し、それが公判における有力な証拠として活用されてきた。すなわち、他に有力な証拠収集手段が限られている中で、取調べは、当該事件に関連する事項についての知識を有すると捜査機関において判断した者本人の口から機動的かつ柔軟に供述を得ることができる手法として、事案解明を目指す捜査において中心的な機能を果たしてきた。また、供述調書は、取調べの結果得られた詳細な供述について、争いのない事件ではこれを効率的かつ時系列に沿って分かりやすく公判に顕出させて供述内容を立証する手段として機能するとともに、公判廷で供述人が捜査段階の供述を翻した場合等においては、捜査段階における供述内容を公判に顕出させる手段となり、しばしば、公判廷での供述より信用すべきものと認められてきた。

しかし、取調べによる徹底的な事案の解明と綿密な証拠収集及び立証を追求する姿勢は、事案の真相究明と真犯人の適正な処罰を求める国民に支持され、その信頼を得るとともに、我が国の良好な治安を保つことに大きく貢献してきたとも評されるが、戦後60余年にわたりこのような運用が続けられて我が国の刑事司法制度が諸外国に類を見ない独自の姿となってきた中で、それに伴うひずみもまた明らかになってきたと言わざるを得ない。

すなわち、当事者主義を採る我が国の刑事司法制度においては、公判廷で当事者が攻撃防御を尽くす中から事案の真相が解明され、それを踏まえて適切に刑罰権が行使されることが予定されているというべきであり、これとの関係で、被疑者の取調べは、捜査段階での被疑者の供述を収集する手段、供述調書は、その結果として得られた供述を記録する手段とそれぞれ位置付けられるべきものであるが、取調べ及び供述調書への過度の依存は、本来公判廷で事実が明らかにされるべき刑事司法の姿を変容させ、取調べを通じて作成された供述調書がそのまま公判廷でも主要な証拠として重視される状況を現出させ、刑事裁判の帰すうが事実上捜査段階で決着する事態となっているとも指摘される。

そして、そもそも取調べにより、特に黙秘権を有する被疑者から自分の犯罪事実等に関する不利益な供述を得ることは、それ自体、必ずしも容易ではないが、取調べ及び供述調書に余りにも多くを依存してきた結果、取調べが無理な取調べをし、それにより得られた虚偽の自白調書が誤判の原因となったと指摘される事態が見られる。この点に関連して、捜査段階において真相解明という目的が絶対視されるあまり、手続の適正確保がおろそかにされ又は不十分となって、無理な取調べを許す構造となってしまっていないかとの指摘もなされている。

もとより供述証拠の収集は適正な手続の下で行われなければならないものであるし、供述調書等を通じて捜査段階での被疑者の供述による立証が行われる場合であっても、その供述の任意性・信用性に争いが生じた場合には、できる

限り客観的な方法によりの的確に取調べ状況に係る事実認定がなされ、もって公判廷に顕出される捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度でなければならない。諮問第92号が発せられた経緯を見ても、検察の在り方検討会議の提言及び「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の最終報告のいずれにおいても、近時の誤判事例等を原因として、捜査機関に対する信頼が大きく揺らぎ又は損なわれている旨の指摘がなされているのであるから、取調べを中心とする捜査の適正確保が重要な課題であることが認識されなければならない。

それと同時に、我が国の社会情勢及び国民意識の変化等に伴い、捜査段階での供述証拠の収集が困難化していることは、捜査機関における共通の認識となっていると見てよい。

また、先般の司法制度改革により導入された裁判員制度や公判前整理手続等により、我が国の刑事裁判は、国民の司法参加にも対応し得るように、分かりやすく、充実した、迅速なものへととなりつつあるが、従来供述調書が公判段階でも有力な証拠とされてきた背景としては、証人の中には被告人の面前でありのままの供述をすることが難しい状況に置かれる者がおり、あるいは、被告人が公判廷で真実の供述をすることは限らないという実情もある。

公判廷で事実が明らかにされる刑事司法とするためには、その前提として、捜査段階で適正な手続により十分な証拠が収集される必要があり、捜査段階における証拠収集の困難化にも対応して、捜査機関が十分にその責務を果たせるようにする手法を整備することが必要となる一方で、公判段階も、必要な証拠ができる限り直接的に公判廷に顕出され、それについて当事者間で攻撃防御を十分に尽くすことができるものであるべきであり、こうした観点から、捜査段階及び公判段階の双方について適切な配慮がなされた制度とする必要がある。

さらに、犯罪被害者やその遺族は、かつての刑事司法制度において、その供述が証拠方法として用いられることに重点があり、いわば専ら「証拠」として扱われていたと指摘され、近年の法改正により、その権利利益の保護や刑事手続への関与の拡充のための措置が講じられているものの、現状においても、刑事手続への協力には多大の負担が伴い、また、刑事手続への関与や被害からの立ち直りに関する支援が必ずしも十分なものとはなっていないとの指摘があることから、新たな刑事司法制度は、こうした点にも十分に意を用いたものとなるべきである。

加えて、近時の科学技術の進展及びその普及に鑑みれば、それらに対応して刑事司法制度をより確かで信頼されるものにするとの視点も必要とされるべきであろう。

当部会に求められているのは、こうした現状認識に立ち、現在の刑事司法制度が抱える構造的な問題に的確に対処した、新たな刑事司法制度を構築することであり、新たな刑事司法制度は、適正手続の下での事案の解明と刑罰法令の適正かつ迅速な適用更にはそれと一体をなすものとしての誤判の防止という役

割を十全に果たし、被疑者・被告人、被害者を始めとする事件関係者及び国民一般がそれぞれの立場からも納得し得る、国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない。その刑事司法制度は、できる限り制度の内容等が明確化され、国民にも分かりやすいものとなることが望ましい。このような新たな刑事司法制度を構築するため当部会が後記第3で提示する具体的な諸方策は、次の理念に集約することができる。

1 取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化

被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する。

第一に、被疑者取調べの録音・録画制度を導入する。

被疑者の取調べは、捜査段階で、事案解明に向けて供述証拠を収集するため、最も効率的かつ機動的に行うことができる手法であり、新たな刑事司法制度においても相応に重要な役割を果たすこととなると考えられる。しかし、刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続の下で行われるべきことは言うまでもないことであるし、後記2の公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。このようなことをより確かなものとする観点から、被疑者取調べの録音・録画制度を導入する。

第二に、証拠収集手段の多様化を図る。

まず、多様な角度から事案解明に向けた刑事司法の機能が発揮できるようにするため、取調べ以外の多様な方法を通じてより容易に供述証拠が収集され、公判廷に顕出されるようにするための新たな制度を導入することについて、刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度を具体的な検討対象として、それぞれの採否をも含めた具体的な検討を行う。

また、近時解明に困難を極めている組織犯罪にも的確に対処できるようにするとともに、公判廷での的確な事実認定に資する客観的な証拠をより広範囲に収集できるようにするため、通信傍受の対象犯罪を拡大し、その手続の合理化・効率化を図るほか、一定の場面に限定した会話傍受についても検討を行う。

第三に、弁護人による防御の充実化や被疑者・被告人の身柄拘束の適正な運用を担保することをも通じて、証拠収集手段の適正を担保する。

取調べの録音・録画制度は、被疑者取調べの適正確保に資するものであるが、供述証拠の収集に当たっては、捜査段階での弁護活動を通じてその適正が確保されるところも大きいことから、被疑者国選弁護制度の適用対象を全ての身柄事件に拡大することについて、更なる公費負担の合理性や必要な予算措置を講じることの可否等を含めた具体的な検討を行う。

また、身柄拘束が自白に向けた不当な圧力とならないような適切な運用を担保するため、被疑者・被告人の身柄拘束に関する指針となるべき規定を設けることや、捜査等に重大な支障を生ずることのない、勾留と在宅の間の中間的な処分を設けることの可否について具体的に検討する。

2 供述調書への過度の依存からの脱却と公判審理の更なる充実化

供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配慮しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する。

公判審理は、もとより国家の刑罰権の発動の可否を決するという点で刑事手続の中心的場面であって、より一層充実した審理が実現される必要があり、これに資するものとするため、既に前記1で述べたものに加え、次の各方策を検討する。

第一に、幅広く収集された証拠が適切に開示され、防御活動にも十分に生かされるようにするとともに、検察官による適切な証拠開示の運用を担保する観点から、公判前整理手続における証拠開示の適正な運用に資するための方策について具体的な検討を行う。

第二に、被害者を含む証人を保護・支援するための方策を拡充するとともに、真正な証拠に基づく円滑な審理が行われるようにするための環境を整備する。

まず、被害者を含む証人を保護・支援するための方策として、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充や被害者を含む証人に関する情報の保護方策の拡充等について具体的に検討し、刑事手続への協力に際しての負担の軽減や安全の確保を図る。

次に、公判廷に必要な証人が出頭して証言するとともに、被告人の供述を含め、真正な証拠が顕出されることを担保するため、証人の勾引要件の緩和など、証人の出頭及び証言を確保するためのより実効的な方策について検討するほか、証拠隠滅等の罪等の法定刑を引き上げ、被告人の虚偽供述に対する制裁を設けることなどについて検討する。

第三に、争いのない事件の簡易迅速な処理を促進する。

既に裁判員裁判により刑事司法に関わる者の負担が増していると指摘されており、今後、より充実した公判審理を実現するためにも、こうした関係者の負担と刑事司法の目的実現との調和の視点、更には刑事司法における限りある資源を有効に配分するとの視点を欠くことはできないことから、争いが無い事件のうち一定範囲のものについて、より簡易迅速に処理することができる手続を設けることについて具体的な検討を行う。

以下の第3は、これらの具体的方策について詳細に記述するものであるが、それに当たっては、先にも述べたとおり、当部会におけるこれまでの議論の状

況を踏まえた今後の検討の方向性を明らかにする観点から、今後、作業グループでの作業を経て当部会で優先的に具体的な検討を行う事項については、枠囲いを付して記載した。

また、上記の事項に関連する事項であって、その具体的な検討を行った後に必要に応じて更に当部会で検討を加えることが相当と考えられた事項についてはその旨記載し、さらに、当部会で結論を得ることが困難であり、別途検討されることが相当と考えられた事項についてもその旨記載してある。

第3 時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため検討すべき具体的方策

1 取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策

(1) 取調べの録音・録画制度

被疑者取調べの録音・録画制度の導入については、以下の2つの制度案を念頭に置いて具体的な検討を行う。

- 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける（※）。
- 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする。

※ 対象事件については、裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、更に当部会でその範囲の在り方についての検討を加えることとする。

ア 趣旨及び目的

従来の取調べ及び供述調書に過度に依存した刑事司法制度の在り方については、事実と異なる供述調書が作成されかねず、かつ、その作成経過を事後的・客観的に検証する手段がなかったことが最大の問題であるとの指摘がなされた。取り分け、被疑者取調べについては、取調官が被疑者と「密室」で向き合う中でややもすると被疑者の有罪立証に向けた供述を得ようとする姿勢になりがち傾向がある上、供述調書の作成に当たっても、取調官によって供述の取捨選択がなされ、その結果、事実と異なる内容の供述調書が作成され得るという状況が生じていたとの意見や、後日取調べ状況をめぐり争いが生じた場合には、被疑者又は被告人と取調官の供述に基づいてこの点を判断するほかないにもかかわらず、往々にして両者の水掛け論となっていたとの意見があった。

これに対しては、取調べの適正確保や取調べ状況をめぐり事実認定の客観化・的確化はもとより重要であるが、国民の安全・治安の確保も重要であって、それらのバランスがとれた制度とする必要があり、取調べの真相解明機能が損なわれて捜査に大きな支障が生じ、犯人を的確に検挙できなくなる事態を招くようなことがあってはならないとの意見も示された。

被疑者の取調べを録音・録画することについては、検察及び警察がこれまで行ってきた試行の検証結果においても、取調べや捜査の機能等に支障が生じるという問題点もあるものの、取調べ状況がそのままに記録されることを通じ、大別して、①取調べの適正確保に資する、②供述の任意性・信用性の判断及び立証に資する（争点の解消に資する点を含む。）、③被疑者の供述状況を客観的に記録できるなどの有用性が認められるとされており、こうした録音・録画の有用性を我が国の刑事司法に取り込むための方策として、被疑者取調べの録音・録画制度を導入する必要がある。制度の導入に当たっては、録音・録

画について指摘されている問題点についても十分考慮しつつ、取調べの適正が十分に確保されるとともに、取調べ状況をめぐる争いが生じた場合に客観的な形での確な事実認定が可能となる仕組みとすることが求められる。

イ 制度の基本的な枠組み

被疑者取調べの録音・録画制度において、録音・録画の有用性を活かす観点からは、政策的に、できる限り広い範囲で録音・録画が実施されるものとするのが望ましいこと、他方で、録音・録画の実施によって取調べや捜査の機能等に大きな支障が生じることのないような制度設計を行う必要があることについては、大きな異論はなかった。

他方で、主として捜査に責任を負う捜査機関の側からは、試行の結果も踏まえて、録音・録画機器の故障等の外部的要因により録音・録画を行うことが困難な場合だけでなく、供述内容が即時に全て記録され自己の不利益に用いられる可能性もあると供述しにくいなどとして被疑者が録音・録画を拒否したり、報復のおそれや関係者への遠慮などから録音・録画の下では十分な供述をしないなど、録音・録画の影響により被疑者から供述を得ることが困難になる場合が現実にも生じており、また、性犯罪被疑者の取調べなど、供述状況の全てが公になると関係者の名誉・プライバシーが不当に害される場合もあるので、こういった場合が録音・録画の対象外となるような制度とするべきとの意見が述べられた。

これに対しては、取調べの録音・録画は取調べにおける被疑者の供述には影響を与えない価値中立的なものであり、指摘されているような問題は、録音・録画それ自体ではなく、録音・録画記録の取扱いに起因する事柄であって、取調べの全過程を一旦録音・録画した上で、記録媒体の証拠開示又は再生の場面で適切な対応をすれば十分に解消できるから、録音・録画の対象外とする必要はないし、証拠開示や再生の制限の判断は裁判所のチェックを受けるため、取調べの時点で捜査機関が録音・録画の可否を判断するよりも公正な仕組みとなるとの意見があった。

この点については、上記のような事後の対応が機能する場面も考えられるものの、供述内容が即時に全て記録されて自己の不利益に用いられる可能性を警戒する被疑者等も存在するとされていることや、組織的犯罪や共犯事件では録音・録画記録の内容が組織や共犯者に伝わる事態を防止するのは実際には不可能である上、何より、証拠開示や再生の制限は裁判所の判断事項であり、取調べが行われている時点で捜査機関が被疑者に何らかの保証を付与することはできない以上、被疑者への心理的影響を完全に払拭することはできないことなどに鑑みると、事後の対応のみによって指摘されている影響に十分に対応することは困難な場合があると考えられる。

したがって、取調べや捜査の機能に深刻な支障が生じる事態を避けるという観点から、録音・録画の対象外とすべき場面が適切に除外される制度とする必要がある。

この点を踏まえて制度の枠組みについて考えるに、具体的にいかなる範囲の取調べを制度の対象とするかについては、大別して、①一定の例外事由を定めつつ、原則として取調べの全過程の録音・録画を義務付ける制度とするべきとする意見が示された一方で、そのような制度の下で録音・録画の対象外とするべき場面を適切に対象外とできるか疑問があり、この点についての専門的・技術的検討を要することから、②録音・録画が必要な取調べの範囲は、取調官の一定の裁量に委ね、取調官において任意性立証に必要と判断した部分とするという制度の在り方も排除すべきでないとする意見もあった。

そこで、今後は、①及び②の2つの制度案を念頭に置きつつ、録音・録画の対象外とすべき場面を適切に対象外とできる制度となり得るかを中心として更に具体的な検討を行い、その結果も踏まえて、あるべき制度の基本的な枠組みについての議論を進めることとする。

ウ 制度の対象とする事件等

制度の対象とする事件等については、全事件における全ての取調べを対象として制度を導入するのは、対象となる取調べが膨大な数に上ることなどから必ずしも現実的でないため、録音・録画の必要性が高いものを対象とするのが相当と考えられる。

もっとも、具体的な範囲については様々な意見があり、例えば、録音・録画の有用性を活かすため、最終的には全ての事件を対象とすべきであり、現実性の観点から段階的に拡大していくにしても、被疑者側が録音・録画の実施を請求した事件を含め、できる限り幅広い事件を対象として制度を導入する必要があるとの意見、検察における取調べの全てを対象とするなど、検察官の取調べと警察の取調べとで取扱いを区別して対象とする事件の範囲を検討すべきとの意見や、取調べの適正確保や事後検証を可能とする必要性は身柄拘束の有無を問わず妥当し、実際に在宅での取調べの適正さが問題とされた例もある以上、在宅事件や身柄拘束前の任意の取調べも対象とすべきであり、少なくとも在宅での取調べのうち一定のものは身柄拘束下での取調べに準じて制度の対象に含めるべきであるとの意見が示された。

これに対しては、諸外国でも対象を重大事件、身柄拘束事件に限っているところが多いところ、制度化する以上は現実に機能するものとする必要があるから、コストや捜査機関の実際上の負担をも考慮して、制度の対象を特に必要性が高い犯罪類型等に限定すべきだとの意見、被疑者取調べについて検察官と警察とで取扱いを区別する制度とすることには法制的な課題が多いとの意見や、在宅での取調べのうち特に録音・録画の必要性が大きいものとそうでないものの範囲を明確に区分することは困難である上、身柄拘束前の取調べ状況は身柄拘束後の取調べに反映されるため、身柄事件を制度の対象とすれば実際には身柄拘束前の任意の取調べの適正確保も十分に図られるとする意見もあった。

このような状況においては、できる限り、その必要性が高いとして様々な立場からの意見が一致する事件や場面を対象として検討を進めることが望ましい

と考えられる。身柄拘束との関係については、前記イの制度の枠組みの在り方とも関連する問題でもあるが、身柄拘束下での取調べは、取調べ状況をめぐり争いが比較的生じやすく、特に制度の対象とする必要性が大きいことに異論はなかった。また、裁判員制度対象事件については、いずれも重い法定刑が定められている重大な事件であって、取調べ状況をめぐり争いが比較的生じやすく、また、裁判員にも分かりやすい立証が求められるため、録音・録画の必要性が特に大きいと考えられる上、既に捜査機関による試行が相当程度重ねられており、制度の対象とすることについて大方の意見の一致が得られた。そこで、少なくとも現実に機能する制度となるかといった点などで懸念がある前記①のような制度とする場合には、裁判員制度対象事件のうち被疑者の身柄を拘束した事件を対象とすることを念頭に置いて具体的な検討を行うこととし、まずは作業グループでの作業を経て前記イの制度の枠組みに係る具体的な検討を行った後に、その検討結果を踏まえて、対象事件の範囲の在り方について更に当部会で検討を加えることとする。

エ 参考人取調べの録音・録画

被疑者以外のいわゆる参考人の取調べについても、被疑者の取調べと同様に不適正な取調べがなされるおそれがあるなどとして、録音・録画を義務付けるべきとの意見や、いわゆる2号書面の適正な運用を担保する必要があるとして、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段のいわゆる相対的特信状況の立証に当該証人の取調べの録音・録画記録を必要的なものとするべきとの意見があった。これに対しては、参考人には様々な立場の者がいて、様々な場所で取調べが行われており、一律に録音・録画を義務付ける必要性は乏しく、現実性や参考人の協力確保にも問題が生じるし、取調べ段階において将来2号書面の証拠調請求が必要となるかを的確に見通すことは困難である以上、相対的特信状況の立証に録音・録画記録を必要的とすることは参考人の取調べについて一律に録音・録画を義務付けるに等しいなどとして反対する意見があり、また、前記のとおり、被疑者取調べの録音・録画制度の在り方についてもなお様々な意見があるところである。そこで、参考人取調べの録音・録画については、被疑者取調べの録音・録画制度についての具体的な検討結果を踏まえつつ、必要に応じて更に当部会で検討を加えることとする。

(2) 刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度

取調べへの過度の依存を改めて供述証拠の収集手段を多様化するとともに、その収集を容易化する制度を導入することについて、以下のものを具体的な検討対象とし、相互の関係やそれぞれについて指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行った上、それぞれの採否をも含め、どのような制度を導入し得るか判断する。

(刑の減免制度)

- 自己又は他人の犯罪事実を明らかにするための重要な協力をした場合に刑が減免され得る旨の実体法上の規定を設けることにより被疑者に自発的な供述の動機付けを与える制度

(協議・合意制度)

- 検察官が弁護人との間で、被疑者において他人の犯罪事実を明らかにするための協力をすることと引換えに、検察官の裁量の範囲内で、処分又は量刑上の明確な恩典を付与することに合意できるとする制度

(刑事免責制度)

- 裁判所（長）の命令により証人の自己負罪拒否特権を消滅させて証言を強制でき、その代わり、証言した内容について使用免責を付与する制度

ア 必要性

従来、他の供述証拠の収集手段が限られ、供述証拠の収集を専ら取調べにおける捜査官の努力に委ねてきた中で、虚偽の自白調書が誤判の原因となったと指摘される事態に至った反省に立ち、また、近時の社会情勢や国民意識の変化等にも伴って供述証拠の収集が困難化している現状に対応するため、取調べへの過度の依存を改めて、適正で多様な手続を通じ、より容易に供述証拠が収集され、公判廷にも顕出されるようにするための新たな制度を導入することについて具体的な検討を行う。

このような制度を構成する具体的な方策として、以下のものを検討対象とすることとするが、これらは、実体法を通じた被疑者・被告人への動機付け、検察官と弁護人との間の合意及び裁判所（長）の命令という、それぞれ異なったアプローチにより供述証拠の収集の容易化を図るものであり、活用される場面も異なり得るものであって、それぞれに有用性が認められる一方、相互に関連し又はその機能が類似する部分もあるので、相互の関係や下記のとおり指摘される懸念をも踏まえて制度設計に係る検討を行った上で、それぞれの採否をも含め、どのような制度を導入し得るか判断することとする。

イ 刑の減免制度

第一は、被疑者が自己又は他人の犯罪事実を明らかにするための重要な供述等の協力をしたことを、実体法上の刑の減輕又は減免事由とする規定を置くことである。

刑の減免制度は、事案解明のための協力をすれば量刑上の恩典付与の対象となることが、その判断基準を含めて、立法者の意思として明確に示される点に意義があるものであり、被疑者に供述の動機付けを与えるものとして機能するとともに、「正直者が損をする」と指摘する向きもある制度の現状を改めて、罪を犯した者であっても、当該犯罪又は他人の犯罪を明らかにするための重要な協力をすれば、そのような協力をしない者とは異なって、協力に見合った恩典が付与されるという点で、刑事司法の公平を実現することに資するものと考えられる。

このような制度を設けることについては、量刑上の恩典が付与されることについて被害者を始めとする国民の理解と納得が得られるようにするため、重要な協力に限って恩典付与の対象とするとともに、犯罪の種類や被害の程度も十分に考慮される仕組みとするべきではないか、刑の減免の判断に当たり考慮されるべき要素を明示した上で、なお現行法の下における酌量減輕を含めた運用と対比して意義がある明確な制度となし得るか、取調官の誘導により虚偽自白又は引き込みの危険を招くこととなりかねず、取調べの全過程の録音・録画などの手続的保障を併せて講じる必要があるのではないかなどの指摘がなされていることから、これらの指摘も踏まえつつ、具体的に検討する。

ウ 捜査・公判協力型協議・合意制度

第二は、他人の犯罪事実の捜査又は訴追のため必要なときは、検察官と弁護人との間での協議を通じ、被疑者又は被告人側において他人の犯罪事実を明らかにするための重要な供述等の協力をすることと引き換えに、検察官において特定の刑事事件を不訴追とすること、特定の求刑をすること、証人保護のための措置の申立てをすること等に合意できるとする制度を設けることである（注1）。この制度が利用される場合、合意に基づいて供述証拠等の収集が行われることとなる。

捜査・公判協力型の協議・合意制度は、検察官の裁量の範囲内とはいえ、処分又は量刑上の明確な恩典を提示してこれを供述等の動機付けとし、明確なルールの下で、被疑者が、提示された恩典の内容も踏まえ、弁護人とも相談して捜査・公判に協力するかどうかを判断できるようにするとともに、合意に基づいて公判段階での証言を得ることも可能とするものであり、経済犯罪や薬物犯罪等を中心として、末端の関与者に処分又は量刑上の明確な恩典を保障してでも、より上位の者の刑事責任を解明・追及するというダイナミックな手法を可能とするものとして、有効な活用が見込まれる。

このような制度を設けることについては、被疑者が恩典の確約を求めて警察での取調べを拒否し、又はより大きな恩典を求めて「ごねる」事態を許し、特に暴力団犯罪では捜査のかく乱などの制度の悪用を許すこととならないか、いわゆる引き込みの危険に対処するための具体的な措置を講じ得るか、個々の被害者の意向を酌み取る仕組みが必要ではないかなどの指摘がなされていることから、これらの指摘も踏まえつつ、具体的に検討する。

(注1) これに対し、検察官と弁護人との間で、被疑者又は被告人が自己の犯罪を認め又は有罪の陳述をすることと引換えに、軽減した求刑等の恩典を付与することに合意できるとする自己負罪型の協議・合意制度の導入がまず検討されるべきであるとする意見もあったが、上記のように真に刑事責任を問うべき上位者の検挙・処罰に資するものではなく、およそ一般的に自己の犯罪を認めるかどうかを協議・合意の対象とすることについては、「ごね得」を招き、結果として被疑者に大きく譲歩せざるを得なくなり、事案の解明や真犯人の適正な処罰を困難にするとの意見も強かったことから、まずは、捜査・公判協力型の協議・合意制度についての具体的検討が進められるべきであり、自己負罪型の制度については、捜査・公判協力型の制度に係る具体的な検討結果を踏まえ、必要に応じて更に当部会で検討を加えることとする。

エ 刑事免責制度

第三は、証人が自己負罪拒否特権に基づいて証言を拒絶した場合等において、検察官の請求に基づく裁判所（長）の命令により、その特権を消滅させて証言を強制し、その代わり、強制に係る証言について使用免責を付与する制度を設けることである。この制度が利用される場合、裁判所の命令により、証言という形で供述証拠が収集されることとなる。

刑事免責制度は、専ら証人尋問手続において用いられるものである点で、イの刑の減免制度やウの捜査・公判協力型協議・合意制度とは異なるものであるところ、新たな刑事司法制度においてより公判段階での供述が重視され、充実した公判審理が行われるべき要請が高くなる中で、自己が訴追され又は有罪判決を受けるおそれがありのままの証言を阻害する要因となっているような場合にそれを除去し、公判証言の確保に資する制度として有用性が認められ、また、偽証罪の制裁の下で証言するものであるから、証言の真実性も担保できるとも考えられる。

このような制度を設けることについては、捜査・公判協力型の協議・合意制度と重ねて導入する必要があるか、あるいは、証人保護措置と併せて検討する必要があるのではないかなどの指摘があるほか、この制度を利用するため第一回公判期日前の証人尋問手続を利用できるとすることについての議論もあることから、関連する諸制度と併せて、具体的に検討する。

(3) 通信・会話傍受等

ア 通信傍受の合理化・効率化

通信傍受をより効果的・効率的に活用できるようにするため、傍受の実施の適正を担保しつつ、以下のとおり通信傍受法を改正することについて具体的な検討を行う。

- 通信傍受の対象犯罪を拡大し、振り込め詐欺や組織窃盗を含め、通信傍受が必要かつ有用な犯罪において活用できるものとする。
- 暗号等の技術的措置を活用することにより、立会いや封印等の手続を合理化する。
- 該当性判断のための傍受の方法として、全ての通信を一旦記録しておき、事後的にスポット傍受の方法による必要最小限度の範囲の聴取を行うことも可能な仕組みとする。

(ア) 通信傍受法の活用の現状

通信傍受は、平成11年に成立した犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）により法制化されたものの、その後の活用状況を見ると、傍受令状が発付された事件数及びその逮捕人員数は、それぞれ年間で数十程度にとどまっており、諸外国で年間に数千件から十万件を超える通信傍受が行われていることと対比して、その活用は極めて低調なものに止まっていると言わざるを得ない。

しかしながら、通信傍受は、組織的な背景を有する犯罪を中心として、共犯者間での犯行の計画、準備、実行、証拠隠滅等に関する謀議・指示などの内部的事情に関する通信を、ありのままに記録して証拠化することを可能とする手法であり、取調べ及び供述調書への過度の依存を改めて多様な証拠収集手段を確立していくに当たり、取調べを通じた事後的な供述証拠の収集に代替するものであり、また、これが困難な場合にも証拠収集を可能とする手法でもある。実際、当部会において視察した諸外国においても有用な捜査手段として実際に幅広く活用されていた。

したがって、我が国においても、これまでの通信傍受の運用により明らかになった問題点を踏まえ、傍受の実施の適正を担保することに留意しつつ、通信傍受をより効果的・効率的に活用することができるようにするため、以下のとおり通信傍受法を改正することについて具体的な検討を行う。

(イ) 対象犯罪の拡大

現行通信傍受法は、国会審議の結果、当初の政府原案と対比して大幅に対象犯罪が絞り込まれ、大別して、薬物犯罪、銃器犯罪、組織的な殺人及び集団密航の4類型に限定されて成立するに至った。このような限定の背景には、通信傍受が新たに法制化される制度であったため、その活用に慎重を期して特に当時その捜査手法が必要不可欠と考えられた犯罪類型に限定するとの考

え方があったものと理解される。

しかしながら、その後の通信傍受の活用状況が低調なものにとどまっていることは前記のとおりである上、通信傍受法の成立時と対比して、携帯電話を含む通信手段が著しい発展を遂げ、国民生活はもとより犯罪の遂行に当たっても大きな役割を果たすようになってきている。そして、振り込め詐欺のように、通信傍受法の施行後に新たに発生した犯罪事象が社会問題化し、これに対する有効な対策を講じる必要があるほか、強盗や窃盗などについても犯罪の組織化が進んでいると指摘される。

通信傍受は、これらの犯罪を解明するに当たっての極めて有効な手法となり得ることから、通信傍受の対象犯罪を拡大して、振り込め詐欺や組織窃盗など、通信傍受の必要性・有用性が高い犯罪をも含むものとするについて、具体的な検討を行う。

その具体的な在り方については、犯罪者が捜査機関による取締り状況に対応してその手口を進化させていくものであること等にも留意しつつ、例えば、略取・誘拐、通信を媒介にして行われる犯罪など、通信傍受の活用が必要な犯罪をきめ細かく抽出する方法により検討を進める。それと同時に、詐欺や窃盗一般を対象犯罪とするのは広範に過ぎるので、振り込め詐欺や組織窃盗など実際に問題となる犯行態様に対応できる要件により絞込みをかけるべきとの意見や、最高裁判例（最三小決平成11年12月16日刑集53巻9号1327頁）が通信傍受法制定前の検証令状による電話傍受の要件に関し、「重大な犯罪に係る被疑事件」と判示している点も考慮する必要があるとの意見もあったことから、こうした指摘も踏まえて検討を進める。

(ウ) 立会い等の手続の合理化

まず、現行通信傍受法では、傍受手続の適正を確保するため、通信事業者等による立会いや傍受の原記録の封印等の手続が定められているが、運用上、通信傍受を行うため数週間前から捜査機関と通信事業者側との間で立会人の確保等のための協議を開始する必要があるが、このことが通信傍受を迅速に行えない理由となっているほか、通信事業者にとっても立会人を供することが大きな負担となっているとも指摘される。

また、現行通信傍受法では、傍受の実施場所を限定する規定はないものの、立会人による立会いが必要とされること等から、通信事業者の施設において傍受を実施する運用となっているが、その場所が極めて限定されていることも問題とされる。

そこで、この問題に対処するため、「傍受対象通信について、通信事業者の施設から暗号化して送付し、警察施設においてこれを傍受する際には、スポット傍受の機能を組み込んだ専用の傍受装置でこれを復号化することとした上、傍受の原記録は暗号化することにより、立会人がいなくても、傍受対象通信以外の通信の傍受ができず、また、傍受した通信の記録を改ざんできない仕組みとする」との提案がなされた。

この点、通信傍受の手續において立会人による立会いや傍受記録の封印が必要とされているのは、憲法上の要請ではなく、傍受の実施の適正を確保するためであると理解される。そして、立会人が立会いや封印を通じて果たすことが期待されているのは、傍受手續の外形的なチェック、つまり、傍受対象通信についての傍受が令状で指定された期間どおりに行われているか、該当性判断のためのスポット傍受が適正な方法で行われているか、傍受記録が適正に作成されているかなどの確認・担保であると考えられるところ、技術的措置を用いることによってこうした点についての不適正な行為を行い得ない状態が担保されるのであれば、立会人による立会い等の手續を必須のものとしなくても、傍受の実施の適正を確保することが可能と考えられる。

そこで、このような仕組みを採用することについて、警察施設において立会いなくしてスポット傍受の適正を担保できるか疑問であるとの指摘をも踏まえ、技術的措置の内容を含めた具体的な検討を行う。

(エ) 該当性判断のための傍受の合理化

次に、現行法が定める該当性判断のためのスポット傍受の手續に関しては、傍受に係る通信について、その場で該当性判断をしなければならないこととされているため、実際に通話がなされる時間と対比して捜査員の待機時間が著しく長く、複数の捜査官が、傍受実施期間中ほとんどの時間を待機のために費やすという極めて非効率的な事態が生じているとも指摘される。

そこで、該当性判断の手續の在り方に関し、現行のスポット傍受の手續も維持しつつ、それに加えて、外国語でなされる通信等の傍受に関して現行通信傍受法第13条第2項が採用している仕組みをも参考として、傍受の対象となる回線を用いてなされる全ての通信を一旦機械的に記録しておき、事後的にスポット傍受の方法による必要最小限度の範囲の聴取を行うこともできるとする仕組みを整備することについて、具体的な検討を行う。

イ 会話傍受

会話傍受については、①振り込め詐欺の拠点となっている事務所等、②対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両、③コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物の3つの場面を念頭に置き、指摘される懸念をも踏まえて、その採否も含めた具体的な検討を行う。

前記のとおり、取調べ及び供述調書への過度の依存を改めた新たな刑事司法制度においては、有用な証拠収集手法として通信傍受がより効果的・効率的に活用されることが望まれるが、犯罪に関わる会話等が全て通信手段を用いて行われるものではないことから、諸外国で幅広く採用されている会話傍受についても、その導入を検討することが考えられる。

そして、①振り込め詐欺の拠点となっている事務所等、②対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両、③コントロールド・デリバリー

一が実施される場合における配送物（薬物）の3つの場面については、共犯者同士の共謀、犯行の指示や、薬物の認識に係る言動など、事後的に供述を得て解明することが現状で困難である一方、会話傍受を利用できれば明らかにできる犯罪に関連する会話や言動がなされる蓋然性が高く、かつ、近時の振り込め詐欺の態様等に照らしても、犯罪に関連するもの以外の会話がなされる可能性が乏しいので、こうした場面に限定して会話傍受を導入すべきとの意見があった。

これに対しては、複数の人が現在する以上、犯罪に関連しない会話がなされるはずであり、専ら犯罪に関する会話だけが行われている場所といった限定は困難であるという意見のほか、通信傍受の場合、傍受がなされるのは対象となる通信がなされている間だけであるのに対し、会話傍受の場合、一たび傍受機器が設置されると、その後無制約に傍受がなされるおそれもあるなど、通信傍受と対比してプライバシー侵害の内容や程度が大きいので、要件を相当程度厳格にしなければならず、慎重に検討する必要があるとの意見などがあった。

そこで、会話傍受については、具体的に提示された場面を念頭に置き、指摘される懸念をも踏まえて、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

ウ その他

携帯電話等の通信履歴は、事件関係者の行動を把握し又は供述の信用性を吟味する上で極めて有用な資料となるものであるので、これが十分な期間保存されるような仕組みが構築されることが望ましいとの意見が少なからず示された。この問題は、法制審議会の所掌を超える問題であり、通信事業者側の事情も踏まえた検討を行う必要があるものの、当部会としては、適切な場における検討を経た上で、通信履歴が十分な期間保存されるような仕組みが構築されることを希望することとしたい。

(4) 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

被疑者・被告人の身柄拘束に関して、

- 勾留と在宅の間の中間的な処分を設ける
 - 被疑者・被告人の身柄拘束に関する適正な運用を担保するため、その指針となるべき規定を設ける
- ことについて、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。

被疑者・被告人の身柄拘束をめぐる現在の制度及び運用に関しては、現行刑事訴訟法が定める勾留又は保釈の要件に問題はなく、運用も適切になされているとの意見があった一方、次のような意見もあった。

すなわち、一たび身柄拘束がなされると、公訴の提起前はもとより、公訴の提起後も、必ずしも身柄拘束が不可欠とは思われない場合についてまで身柄拘束が行われており、そもそも身柄拘束の負担が被疑者にとって大きいことに加え、特に否認している場合には、なかなか身柄拘束が解かれない実態があるため、それが被疑者の自白に向けられた不当な圧力として機能する結果となっているというものである。

そして、このような状況を改めて身柄拘束に係る適正な運用を担保するため、大別して、2つの提案がなされた。

第一は、現行法上、被疑者を勾留するか、在宅のまま捜査するかという選択肢しかないことが安易に身柄拘束をするという運用の原因となっているとして、これを改めるため、在宅と勾留の間の中間的な処分を設けるというものである。

この点については、起訴前保釈の制度も併せて設けるべきであるとの意見もあったが、これに対しては、我が国において起訴前保釈のような仕組みが設けられていないのは、諸外国と比較しても、被疑者勾留の期間が原則10日と短期間に限られているためであると考えられるとの指摘がなされた。

また、捜査段階は捜査機関により取調べを含む証拠の収集が行われている最中であって、証拠収集を終えている起訴後の段階と比べて罪証隠滅の余地が大きく、一たび罪証隠滅がなされると取り返しがつかない事態となりかねないから、捜査に重大な支障を生ずることとなる、あるいは、安易に被疑者の身柄拘束を解くと、その後の被疑者の行動を常に監視できない以上、罪証隠滅・逃亡や、被害者等に不当な圧力が加えられることを十分に防止できないのではないかの懸念も示されたほか、取調べ等のための被疑者の出頭を十分に確保する必要があるが、そのような仕組みを設けることができるのかとの指摘もあった。

そこで、中間的な処分を設けることについて、このような懸念等や、刑事司法の目的を達するため、どのような場合に被疑者・被告人にどのような負担を負わせるべきであるかといった観点をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

第二は、身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定を設けるというものである。

身柄拘束は、被疑者・被告人に対する重大な権利制約を伴うものであるため、その運用の適正を確保するとともに、国民に対する分かりやすさという観点から、これに関するルールをできる限り明確なものとするには意義があるとの意見があった。

これに対し、例えば、身柄不拘束の原則などを明文化することについては、現行法上も、身柄拘束は、強制処分法定主義の下、刑事訴訟法上の特別の規定に基づき、厳格な要件を充たした場合に令状主義の下で限定的に認められるとされており、身柄の不拘束が原則的な取扱いであることは明らかであることから、こうした原則を明文化する必要はないとの意見や、それにもかかわらず明文規定を設けようとするならば、そのような明文規定を設ける必要性やそれにより運用にどのような影響が生じ得るのかといった点について、極めて慎重な検討が必要である、あるいは、刑事手続上の諸原則には種々のものがあり、そのうちどのようなものについて明文規定を設けるかについては時間をかけて議論する必要があるとの指摘がなされた。

そこで、身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定を設けることについて、このような懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

(5) 弁護人による援助の充実化

ア 被疑者国選弁護制度の在り方

被疑者国選弁護制度の対象を、被疑者が勾留された全ての事件に拡大することについて、弁護士の対応態勢、更なる公費負担の合理性や予算措置の可否など、指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

平成16年の刑事訴訟法改正等により導入された被疑者国選弁護制度については、対象事件の拡大を経て、現在、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件で利用できるものとなっており、この制度は、捜査段階における弁護活動の活性化に大きく資するものとなっている。

もっとも、まず、現在の対象事件については、死体遺棄や住居侵入などの、より重い殺人などの事件での再逮捕に先行して検挙されることが多い犯罪を含め、相当数の犯罪がなお同制度の対象外とされており、これらの事件の捜査段階における弁護人の援助を充実化させる必要があることから、被疑者が勾留された全ての事件に対象を拡大すべきとの意見があった。

また、被疑者国選弁護制度に関し、被疑者が逮捕された場合に直ちに弁護人と相談して必要な助言を得られるようにすることには意義があり、被疑者が逮捕された段階で国選弁護人が付され又は弁護人による十分な援助が得られるような仕組みを検討すべきとの意見もあったが、逮捕による身柄拘束の時間が最長でも48時間に限られている中で、資力要件の確認を含む国選弁護人の選任手続を行うことは現実には困難であるなどとして反対する意見も示された。

これまで被疑者国選弁護制度の対象犯罪が順次拡大されてきた経緯に鑑みると、これらのうち、まずは、同制度の対象事件を被疑者が勾留された全ての事件に拡大することの検討を行うのが相当と考えられるところ、この点については、理論的な面での異論は見られない一方、①弁護士の対応態勢が十分か及び②弁護費用の増加に伴う更なる公費負担を行うことが相当か、また、必要な予算措置を講ずることができるかという観点からの検討を欠くことができないと考えられる。

この点、①の点については、近時の弁護士会による刑事被疑者弁護援助事業の実績や当番弁護士の派遣事件数に照らして十分対応できるとの意見があった一方、実際に制度とする以上は、弁護士が偏在し又は管内が広い地域においても現実に機能する制度となるか緻密に検討する必要があるとの意見もあった。

また、②の点については、既に平成24年度の被疑者国選弁護事業経費の予算額として、年額約52億4千万円余が計上されていることを踏まえ、更にもどのような範囲について公費負担することが合理的な負担として国民に受け入れられるか慎重に検討する必要があるなどとする意見もあった。

そこで、被疑者国選弁護制度の対象事件を被疑者が勾留された全ての事件に拡大することについて、これらの指摘をも踏まえて具体的な検討を行うことと

する。逮捕段階において弁護人の援助を得る仕組みを設けることについては、上記被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大についての具体的な検討結果を踏まえ、必要に応じて更に当部会で検討を加えることとする。

イ 被疑者の取調べへの弁護人の立会い

被疑者取調べの適正を確保するとともに、被疑者において供述するかどうか、あるいは供述調書に署名押印するかどうかを弁護人と相談の上で判断できるようにして、弁護人による援助を十分なものとする必要があり、また、諸外国でも被疑者取調べへの弁護人の立会い制度を導入しているところが多いことから、被疑者取調べへの弁護人の立会いを認めるべきとの意見があった。

これに対しては、被疑者の取調べに弁護人を立ち合わせることを被疑者の権利として認める以上、どのような事情であれ弁護人が立ち会えなければ取調べを行うことができないこととなるし、何よりも、取調べという供述収集手法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させることとなるおそれ大きい、取調べの機能や取調べ以外の証拠収集手段の在り方等の相違を無視して諸外国と比較するのは相当でないなどの反対意見もあり、一定の方向性を得るに至らなかった（注2）。

検察及び警察の運用においては、被疑者等から弁護人と接見したい旨の申出があった場合には直ちに弁護士等に連絡し、また、弁護人となろうとする者等からの申出があった場合直ちに又はできる限り速やかに接見の機会を付与することとされているところであるが、弁護人による援助は、まずはこうした接見を通じて十分なものとなるよう図られるべきものと考えられる。

また、このたび、取調べの適正確保に資するものとして、被疑者取調べの録音・録画制度を導入することとしているところであるが、取調べへの弁護人の立会いについては、それ以上に取調べへの支障が大きいとして強い異論があることから、当部会において結論を得ることは困難であり、その要否及び当否も含めて別途検討されるべきである。

（注2）また、被疑者が取調べに先立って弁護人から助言を得て、刑事手続に関する知識を持って取調べを受けることができるようにするため、取調べの前に弁護士の助言を受ける機会を保障する仕組みを設けるべきとの意見もあったが、これを被疑者の権利とする以上、結局、弁護士の助言を受ける機会が得られるまでは取調べを行うことができない仕組みとせざるを得ず、そうすると、捜査への支障が大きい点で弁護人の立会い制度と変わりはないとの意見もあり、やはり一定の方向性を得るに至らなかった。

2 供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策

(1) 証拠開示制度

(証拠開示制度の在り方)

- 適正な証拠開示の運用に資するよう、争点及び証拠の整理と関連付けられた現行証拠開示制度の枠組みを前提としつつ、公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を交付する仕組みを設けることについて、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。

(公判前整理手続の請求権)

- 検察官及び被告人又は弁護人に公判前整理手続に付する請求権を与えることについて、同手続の運用状況等をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。

ア 証拠開示制度の在り方

平成16年の刑事訴訟法改正により導入された現行証拠開示制度は、当事者主義的訴訟構造を前提として、争点及び主張の整理と関連付けた段階的な形で、当事者の請求に基づき、証拠物、鑑定書、供述調書等の必要かつ十分な証拠の開示を可能とする仕組みであり、この制度の導入により、それ以前の運用による状況と対比して、大幅に証拠開示が拡充されたと評価されている。

これに対し、捜査機関が収集した証拠は公共の財産であって、事案の真相解明のため当事者の双方が利用できるものとするべきであり、原則として全ての証拠が被告人又は弁護人に開示されるべきであるとする意見もあった。

しかしながら、捜査機関が収集した証拠は、当事者主義を採る我が国の刑事裁判においてのみ用いられることを前提として、捜査機関が管理していることに留意すべきである。そして、このようないわゆる原則事前全面開示論は、現行制度を導入した司法制度改革の際にも長期間をかけて議論された結果、被告人側の主張が明らかでない段階で、検察官が主張する事実を争うかどうかを判断するに当たって全ての証拠を開示するまでの必要はなく、被告人側が主張を明らかにしていないのに全ての証拠を開示することは、争点及び証拠の整理という公判前整理手続の目的に反するとともに、被告人に虚偽の弁解を許すこととなり得るなどの弊害が指摘され、採用されなかったものであり、その後の制度の運用状況に鑑みても、争点及び証拠の整理と連動した現在の段階的な証拠開示制度の枠組みを改める必要はないと考えられる。

もっとも、現行証拠開示制度の下でも、証拠開示をめぐる紛議が公判前整理手続の長期化の要因の一つとなっているとの指摘がなされているほか、証拠関係に通じていない無実の被告人の場合、検察官の主張及びそれを立証する証拠が開示されたとしても、証拠の全体像が分からないため、どのような証拠の開

示を求めていくかの判断が困難であるし、証拠の重要性や位置付けについての見立ても検察官の視点とは異なるところ、捜査機関側ではそれが重要な証拠であると考えないがゆえに開示漏れやずさんな証拠の管理がなされ得ることから、誤判を繰り返さないようにするため、必要な証拠が検察官の手持ち証拠の中に埋もれて明らかにならないような事態が起きないようにするべきとの指摘もなされた。

そこで、証拠開示の適正な運用に資するため、被告人側の請求に応じて検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表が交付される仕組みとすることを検討する。

これに対しては、争点及び証拠の整理と関連付けた段階的な現行証拠開示制度の枠組みと整合的なものとなるか、証拠の標目等の記載にとどめるとしても開示により生じ得る弊害を回避することができるか、一覧表を作成する捜査機関の負担が過重なものとならないかなどの懸念も指摘されていることから、こうした懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

なお、類型証拠開示の対象となる証拠に被告人以外の者の供述内容が記載された捜査報告書等を含めるべきとの意見もあったが、この点は、専門的・実務的な事項であることなどから、証拠開示制度の在り方についての今後の作業グループでの具体的な検討の中で、必要に応じ、その要否及び当否も含めて検討することとする。

イ 公判前整理手続の請求権

現行法においては、裁判所が検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、事件を公判前整理手続に付するかどうかを判断することとされている（刑事訴訟法第316条の2第1項）。

この点、弁護人が公判前整理手続に付すべき旨の申立てをしても、裁判所において同手続に付さないこともあることや、証拠開示のルールを公判前整理手続の中に設けた以上、当事者にもこれを利用する権利を認めるべきとの観点から、当事者に公判前整理手続に付する請求権を認めるべきとの意見があった。

これに対しては、裁判所においては、真に争点及び証拠の整理を行う必要があるれば、適切に公判前整理手続に付する運用を行っており、同手続に付する必要がない場合には、検察官に対して証拠の任意開示を促すことを通じて適切な証拠開示がなされるよう配慮しているとの意見や、裁判所において、法が定める「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うための必要」の有無を判断することによって変わらないから、当事者に請求権を認めることの実効性には疑義があるとの意見もあった。

この問題もまた、現行証拠開示制度の基本的な枠組みを維持した上で、それを前提として更に証拠開示を含む公判前整理手続を積極的に活用するための見直しと位置付けられるところ、現在の制度の運用状況が必ずしも明らかでないことから、当事者に公判前整理手続の請求権を与える仕組みを設けることについては、公判前整理手続の運用状況等をも踏まえ、その採否も含めた具体的な

検討を行うこととする。

ウ 再審請求審における証拠開示

近時、再審無罪事例が相次いでいるが、その再審請求審段階における証拠開示が十分でなかったとの指摘がなされている。

通常審においては、前記の証拠開示制度が導入されたことにより、それ以前と対比して大幅に証拠開示がなされる範囲が拡大したとされており、こうした証拠開示を経て確定した有罪判決について再審請求がなされる場合には、再審段階について別途証拠開示の仕組みを設ける必要性は乏しいとも考えられる。

他方、公判前整理手続の導入前に審理がなされた事件については、確定審段階における証拠開示が相当限定的なものにとどまっており、そのような事件について再審請求がなされた場合、運用により相応の対応がなされているものの、証拠開示のルールが明確でないとの指摘もなされた。

しかし、再審請求審は、当事者主義の下で検察官と被告人側とが攻撃防御を繰り広げ、検察官により合理的な疑いを超える証明がなされたかどうかを判断される通常審とは異なり、裁判所が、確定した有罪判決を前提として、職権的に、再審開始を請求する側の主張に理由があるかどうかを判断するに当たり、必要があるときに事実の取調べを行うという構造になっている。そうすると、再審請求審における証拠開示の在り方については、再審請求審の構造や手続規定、さらには、確定した事件の記録や証拠の保管等の在り方なども踏まえて、通常審における証拠開示の在り方とは異なる観点から慎重に検討されるべきである。そこで、この問題については、通常審における証拠開示の在り方についての具体的な検討結果を踏まえ、必要に応じて更に当部会で検討を加えることとする。

(2) 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

(ビデオリンク方式による証人尋問の拡充)

- 公判が開かれる裁判所に出頭することが困難な一定の事情がある証人について、公判が開かれる裁判所とは別の場所に在席してビデオリンク方式による証人尋問を受けることができるようにすることについて、指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

(被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用)

- 性犯罪の被害者等について、一定の要件の下で、捜査段階での供述の録音・録画媒体を公判での主尋問に対する証言に代えて証拠とすることができるようにする制度を設けることについて、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。

(証人に関する情報の保護)

- 証拠開示に際し、一定の場合には、証人の氏名及び住居の開示について適切な代替措置を採ることができるようにするとともに、被害者以外の証人についても、一定の要件の下で、公開の法廷でその氏名等を明らかにしないことができることとする仕組みを設けることについて、指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

(証人の安全の保護)

- 報復等による生命・身体への危険がある証人について、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その者を特定する事項の変更その他の証人の所在等を探知されにくくするための措置を講ずることができるとする制度を設けることについて、指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

ア 必要性

新たな刑事司法制度において、より充実した公判審理を実現するためには、被害者を含む証人から必要な協力を得て、それらの証人が、過剰な負担なく、公判手続においてありのままの証言をできるようにすることが必要となる。しかし、被害者を含む証人にとって、捜査段階で捜査機関からの聴取を受け、更に公判廷でも証言しなければならないことは、大きな負担となり得るものである上、被告事件の性質や証人が置かれた状況等によっては、被告人又は関係者による報復のおそれなどにより、その安全をも脅かすものとなりかねない。

犯罪被害者等及び証人の支援・保護のための方策は、これまでも順次整備・拡大されてきたが、新たな刑事司法制度において公判審理をより一層充実したものとするためにも、被害者を始めとする証人の負担の軽減や安全の確保を図るための方策について更なる拡充を行い、これらの者が二次被害や報復のおそれなどから証言に当たって過度の負担を負うことのないようにする必要があることから、次のような措置を講ずることについての具体的な検討を行うこととする。

イ ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

現行法上、性犯罪被害者など一定の者について、いわゆるビデオリンク方式による証人尋問が可能であるが、現行の規定では、ビデオリンク方式による尋問を受ける証人は、公判が開かれる裁判所の建物に出向き、同一構内の別室において証言することとされている（刑事訴訟法第157条の4）。

しかし、例えば、被害者を含む証人が、被告人等のいる裁判所への出頭により精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合や、出頭に際して加害行為を受けるおそれがあるような場合など、公判が開かれる裁判所に出頭することを困難ならしめる一定の事情が認められる場合には、同一構内以外の場所に在席してビデオリンク方式による証人尋問を受けることもできるようにするべきと考えられる。

このような制度を設けることについては、証人尋問は、原則として、証人を公判廷に出頭させて行う手続であり、ビデオリンク方式による証人尋問は飽くまで例外的な措置と考えるべきであるし、証人と直接対面して尋問する場合と対比して、ビデオリンク方式により十分な尋問を行うことは必ずしも容易でないため、その対象範囲を過度に拡大すべきではないなどの指摘もなされた。一方、遠隔地に居住しており公判が開かれる裁判所に出頭することが困難な場合も含めるべきではないか、ストーカー事件や家庭内暴力等の事案でも被害者の証人尋問に当たって同方式を活用することをより容易にするために刑事訴訟法第157条の4第1項第1号・第2号に列挙された罪名の見直しを行うべきではないかなどの指摘もあった。そこで、こうした指摘も踏まえ、適切な範囲でビデオリンク方式による証人尋問を拡充することについて具体的な検討を行うこととする。

ウ 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用

公判審理をより一層充実したものとするためには、審理に必要な証人が出頭してありのままの証言をすることがより重要となるが、それと同時に、特に性犯罪など一定の被害者等について、捜査機関に対し又は公判廷で繰り返し供述を求められ、それによる二次被害が生じることをできる限り回避し、その負担を緩和・軽減するとともに、このような二次被害を恐れて被害者が被害申告を躊躇することのないような制度とする必要がある。

そのための具体的な方策として、性犯罪の被害者等について、一定の要件の下で、捜査段階での供述を録音・録画した記録媒体を、公判廷での主尋問に代えて用いることができる制度を設けることが考えられる。

そして、捜査段階での被害者等の供述を録音・録画する方法としては、捜査機関による取調べの場면을録音・録画することと、第1回公判期日前の証人尋問によることとが考えられるところ、前者については、裁判所の面前ではなく、宣誓も経ずになされた供述を主尋問に対する証言に代えて用いることが相当かなどの懸念が示された。他方、後者については、現行法上もビデオリンク方式により実施された証人尋問（第1回公判期日前の証人尋問を含む。）の録音・録

画記録を主尋問に代えて証拠とできる旨の規定が現存する（刑事訴訟法第321条の2）ことに鑑みれば、一定の犯罪の被害者等について第1回公判期日前の証人尋問を実施できることとした上、同尋問の録音・録画記録について同条と同様の規定を設けることにより、現行法と整合的な形で導入できるのではないかと意見があった。

このような制度を設けることについては、捜査段階でなされた供述をもとに、それから相当の時間が経過した段階で反対尋問を行うのでは、十分な反対尋問を行うことが困難であるし、録音・録画媒体を公判での主尋問に代えるとしても、反対尋問においては、主尋問に応じてなされた証言の一つ一つを確認していくこととなるから、被害者の負担を軽減するものとなるか疑問であるなどの懸念も示されていることから、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

エ 証人に関する情報の保護

現行刑事訴訟法においては、証人尋問を請求する場合、相手方に対して証人の氏名及び住居を知る機会を与えなければならないとされ（刑事訴訟法第299条第1項）、証人やその親族への加害行為などがなされるおそれがある場合には、証人の住居等が特定される事項を他人に知られないようにすることなどの配慮を要請することができるなどとされているに過ぎない（同法第299条の2、第299条の3）。また、平成19年の改正法により被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない制度が設けられたが、被害者以外の証人については、公判廷で証言するに当たり、その氏名又は住居を秘匿する制度はない。

しかし、例えば、暴力団による組織犯罪等において、かつて組織に所属していた者やたまたま犯行を目撃した一般市民が証人となる場合があるところ、証拠開示を通じて証人の氏名及び住居が被告人その他関係者の知るところとなったり、傍聴人等のいる公開の法廷で証人の氏名及び住所その他のその者を特定させることとなる事項が明らかにされたりすると、証人に対する報復等の加害行為がなされるおそれがあり、そのようなおそれがあること自体が証人にとっての精神的な負担・苦痛となることが少なくない。また、例えば、かつて犯罪組織に所属していたものの離脱して捜査・公判に協力する証人や、転居し、加害者に対して居場所を隠して生活しているドメスティックバイオレンスの被害者について、証拠開示に際して、その住居を明らかにする必要性は乏しいとも考えられる。

そこで、一定の場合に、証拠開示の段階で、証人の氏名及び住居の開示に代えて適切な代替措置を採ることができるようにし、また、被害者以外の証人についても、一定の要件の下で、被害者特定事項の秘匿制度と同様に、公開の法廷でその氏名等を明らかにしないことができることとする仕組みを設けるべきと考えられる。

証人の氏名及び住居の開示に代えて適切な代替措置を採ることができる仕組みを設けることについては、事案にもより、証人の氏名や住居が明らかにされ

なければ、証人の周辺者と事前に接触して証人の証言の信用性に関わる事情を調査したり、相手方当事者が証人と事前に接触して事実確認を行うなどの防御の準備が困難となるのではないかとの懸念も示されたところであり、これらの指摘をも踏まえ、被告人の防御にも配慮した制度について、具体的な検討を行うこととする。

オ 証人の安全の保護

組織犯罪等の事案における証人の安全を保護するための制度として、諸外国においては、証人の身分の変更を可能とし、あるいは、経済的支援を行うなどの証人保護プログラムが整備されている国が少なくないが、これを参考として、我が国においても、報復等による生命・身体への危険がある証人について、例えば、一時的に別の氏名の使用を認めるなど、その所在等を探知されにくくするための措置を講じることができる制度の導入を検討すべきであるとの意見があった。

これに対しては、仮に戸籍制度を含む民事上・行政上の諸制度との調整を要する制度を検討することとなれば、刑事の実体法・手続法の整備にとどまらない様々な検討や対応措置が必要とならないかとの指摘もなされたことから、これらの指摘をも踏まえて具体的な検討を行う。

なお、捜査官が秘匿・潜入捜査やおとり捜査、更には情報収集の際に、別人の身分を用いることを可能にするための法整備を行うべきであるとの指摘もあったところ、証人の安全を保護するための仕組みが民事上・行政上の諸制度との調整を要し、当部会の所掌を超えるものとなることも考えられることから、その場合には、当部会としては、捜査官に仮の身分を付与する制度も含め、適切な場における検討を経た上で、有効な制度が構築されることを希望することとしたい。

カ 被害者等の支援方策

犯罪被害者等は、犯罪による重大な権利利益の侵害を被り、身体的、精神的あるいは経済的な被害からの回復が容易でなく、また、刑事手続の内容や状況を理解・把握したり、刑事手続への協力や関与に関する適切な援助を得ることにもしばしば多大の困難が伴う状況にある。このような被害者等を支援するため、犯罪被害者等早期援助団体に対して警察以外の刑事司法関係機関から適切な情報提供等が行われることを促進する方策、被害者参加人への旅費等の支給などが検討されるべきである。もっとも、これらについては、当部会外の関係機関において検討が進められているところであるので、その検討に委ねることとしたい。

また、被害者参加をした場合に公判前整理手続における被害者参加人の出席権を認めるべきとの意見もあったが、この点については、被害者参加制度の新設等を内容とする改正法の附則の規定に基づく施行後3年経過後の検討の一環として検討されるべきである。

(3) 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等(司法の機能を妨害する行為への対処)

(証人の出頭及び証言を確保するための方策)

- 証人の出頭及び証言をより十分に確保するため、次の措置を講ずることについて具体的な検討を行う。
 - ・ 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶に係る罪の法定刑を引き上げる。
 - ・ 証人を勾引するための要件を緩和する。

(証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ)

- 刑法の証拠隠滅等、犯人蔵匿等及び証人等威迫の各罪の法定刑をそれぞれ引き上げることについて具体的な検討を行う。

(被告人の虚偽供述に対する制裁)

- 被告人の虚偽供述を抑止し、真実の供述を確保するため、公判廷における被告人の虚偽供述に対する制裁を設けることについて、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。

ア 必要性

刑事司法がその適正な作用を阻害されることなく十全にその機能を果たすことはもとより重要なことであるが、新たな刑事司法制度の下で、より充実した公判審理を実現していくためには、必要な証人の出頭及び証言を確保でき、被告人の供述を含めて公判廷に証拠として顕出される証拠が真正なものであることがより一層重要となってくる。そこで、次のような制度を設けること等についての具体的な検討を行うこととする。

イ 証人の出頭及び証言を確保するための方策

現行法において、証人の出頭義務違反(刑事訴訟法第151条)及び宣誓・証言拒絶(同法第161条)に対する刑事罰は、それぞれ上限が10万円の罰金に過ぎず、これらの履行を担保する上で軽きに失すると言わざるを得ない。そこで、これらの罪の法定刑をそれぞれ引き上げ、懲役又は禁錮を科すこともできるようにすることについて、具体的に検討する。

また、現行の刑事訴訟法では、証人の勾引について、召喚に応じないことが明らかな場合でも、実際に指定した期日に証人が出頭しなかった後でなければ勾引することができないこととされている(同法第152条)。そのため、裁判員裁判を含む実際の刑事事件において、証人の不出頭を確認するためだけの期日を設ける無駄な手続を踏むこととなっているとも指摘される。

このような事態に対処して公判審理が円滑に進められるようにするため、証人の勾引要件を緩和して、例えば、証人が召喚に応じないおそれが明らかであるような場合などには、召喚手続を経ずに証人を勾引することができるようにすることについて、具体的な検討を行う。

ウ 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

現行法において、刑法の証拠隠滅等（第104条）及び犯人蔵匿等（第103条）の罪の法定刑は、いずれも2年以下の懲役又は20万円以下の罰金、証人等威迫（第105条の2）の罪の法定刑は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金とされており、性質が類似する業務妨害や強制執行妨害等と対比しても軽いものになっている。そこで、刑事手続における事実の適正な解明を妨げる行為を抑止するため、これらの罪の法定刑を引き上げることについて、具体的な検討を行う（注3）（注4）。

（注3）被疑者又は被告人が自己の犯罪について偽造又は変造の証拠を公判廷で使用する行為を犯罪化するべきとの意見があり、このように公判廷での使用という行為に限定して処罰対象とするのであれば、適法行為の期待可能性がないとは言い難いのではないかとする意見があった一方、自己の刑事事件についての証拠隠滅を他人に教唆した場合にこれを処罰するのが判例の立場であるものの、この結論には学説上異論も少なくないことから慎重に検討するべきである、あるいは、捜査機関がこの処罰規定を濫用することにより、偽変造証拠の使用の共犯として弁護人に嫌疑をかけることもできることとなつて、防御活動が萎縮しかねない上、その嫌疑を晴らすためには弁護人と被告人との間の接見状況を明らかにしなければならないこととなりかねないなどとする懸念も示された。この問題については、後記エの公判廷における被告人の虚偽供述に対する制裁の在り方とも密接に関連すると思われることから、この点も含めて更に検討することとする。

（注4）警察官や検察官等が証拠隠滅等に及んだ場合や偽証した場合にこれを通常よりも加重処罰する類型を設け、付審判請求の対象とするべきとの意見もあったが、これに対しては、捜査に関わる公務員による犯罪であるからという理由で加重処罰するのだとすれば、その対象は歯止めなく広がり得るから、相当でないなどの反対意見もあり、一定の方向性を得るに至らなかった。

エ 被告人の虚偽供述に対する制裁

現行の被告人質問（刑事訴訟法第311条）に関しては、被告人の公判における供述の在り方として、英米法系の諸外国では、被告人がその供述を公判廷における証拠としたいと考えるときは、証人となって偽証罪の制裁の下で証言しなければならないのが通例であり、大陸法系の諸外国では、虚偽供述に対する制裁はないものの、被告人が判断権者である裁判所の主導による厳しい質問を受けるのが通例であるのに対し、我が国の被告人質問においては、被告人が弁護人からの質問に答えて自己の言い分を供述する一方、検察官や裁判官からの質問には黙秘するという対応も可能であり、かつ、その供述の全てが証拠となることとされており、このような言わば中途半端な被告人供述の取扱いが、総じて被告人の公判供述に対する信用性に疑義を生じさせることとなっているのではないかと指摘や、一般国民の間では、うそをついてはならないのが当たり前であるのに、被告人がうそをついても制裁がないというのでは、刑事司法制度の在り方が国民の意識からかい離したものとなり、国民の信頼を失うものとならないかと指摘がなされた。

その上で、現行の被告人質問制度を維持して、被告人が公判廷で虚偽の供述をしても何ら処罰を受けないままとするのでは、新たな刑事司法制度がより充実した公判審理を指向するとしても、被告人の捜査段階における供述調書への過度の依存を改めることはできないことから、被告人が公判廷で真実を語るべ

きであるという当たり前のことを担保するため、公判廷における被告人の虚偽供述を処罰する制度を導入すべきとの意見が示された。そして、その具体的な方法としては、現行の被告人質問を維持しつつ、被告人質問でなされた虚偽供述を処罰対象とする罰則を設ける方法も考えられるが、確立している証人尋問手続を活用することによって被告人に証人適格を認め、その供述を証拠とすることを望むときは、被告人が証人として偽証罪の制裁の下で証言する仕組みとすることが望ましいとの意見があった。

このような制度を設けることについては、被告人が幾ら真実の供述をしたとしても、本案について誤って有罪とされた場合には、更に虚偽の供述をしたとして処罰され得ることとなり、二重に誤った処罰を受けるおそれを生じさせることとならないか、また、そのようなおそれにより被告人の防御活動や真実の供述までもが萎縮させられることとなったり、被告人が公判廷で一切供述しないという事態の増加を招くこととなり得るが、それは我が国における刑事裁判の在り方として好ましくないのではないか、被告人が真実の供述をするべきであるとしても、それを担保するために虚偽供述を処罰するまでの具体的な必要性は認められず、現在も行われているように、明確な虚偽供述をした場合に反省の態度がないとして量刑上不利益に考慮され得ることであることではないかなどの指摘もなされたことから、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行うこととする。

(4) 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

自白事件のうち一定範囲のものを簡易迅速に処理することができる手続を設け、一定の制限以下の実刑も科すことができるようにするとともに、捜査段階の迅速化のための措置を講じることについて、指摘される懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

裁判員制度の導入により、刑事司法に関わる者の負担が増していることに加え、今後、より充実した公判審理を実現するための更なる負担の増加も見込まれることなどからすれば、新たな刑事司法制度の構築に当たり、限りある資源をどのように有効に分配するか、また、刑事司法に関わる者の負担と刑事司法制度の目的実現とをどのように調和させるかとの視点を欠くことはできないと思われる。

今世紀初頭の司法制度改革により、即決裁判手続が導入されたが、その活用範囲はなお限定的なものにとどまっており、より多くの事案について活用可能なものとなるよう、自白事件のうち少なくとも一定範囲のものを簡易迅速に処理するための新たな制度を設けるべきである。このような手続を利用して事件が簡易迅速に処理されることとなれば、捜査段階での被疑者の身柄拘束期間を實際上短縮することにも資する。

新たな制度を設けるに当たっては、英米法系の諸外国において採用されているように、被告人が有罪答弁を通じて当該事件について争わない旨の言わば処分をすれば、合理的な疑いを超える証明を要せず有罪判決を下すことができるとする仕組みも考えられる。しかし、公訴事実が証拠によって客観的に認められるかどうかを確認することなく被告人を有罪と認めることは、我が国の刑事司法制度が採用する実体的真実主義とはなじみにくく、現状においてこのような制度の採用に踏み切ることに国民の理解を得るのは難しいのではないかなどの指摘もあり、これを採用することにはなお慎重な検討を要することから、新たな制度においても、現行の簡易公判手続や即決裁判手続と同様、犯罪事実について証拠による合理的な疑いを超える証明を必要とするという在り方を維持しつつ、手続の簡易・迅速化を図るべきである。

その上で、新たな手続の具体的な在り方については、現行即決裁判手続の活用が限定的なものにとどまっている原因をも踏まえつつ検討することが相当であると考えられる。

まず、現行即決裁判手続においては、起訴後も判決の言渡しに至るまでの間、被告人又は弁護人において即決裁判手続によることの同意を撤回することができることとされ、その場合には、即決裁判手続による審判の決定が取り消されて通常公判において否認事件として審理されることとなり得ることから、捜査機関としては、そのような場合に備えてあらかじめ綿密な捜査を遂げた上で起訴をすることとせざるを得ず、捜査段階の簡易迅速化が実現していないとの指摘が

ある。

そこで、自白事件の簡易迅速な処理という趣旨をよりよく実現するとともに、事案に応じて、捜査段階の被疑者の身柄拘束期間を實際上短縮することにも資することとなるよう、捜査段階の簡易迅速化のための措置を講じることが必要と考えられる。その具体的な方法としては、例えば、被告人又は弁護人が同意を撤回し、それを受けて即決裁判手続による審判の決定が取り消されるに至ったときは、検察官において公訴を取り消し、再捜査を遂げた上で再度訴追ができるよう、公訴取消し後の再起訴制限（刑事訴訟法第340条）を緩和することや、被告人又は弁護人による同意の撤回を制限することが検討対象となり得る。

これらの考えられる措置のうち、公訴取消後の再起訴制限の緩和については、そのような仕組みを導入せずとも公訴を維持したままでも補充捜査は可能ではないかとの指摘がなされたほか、公訴取消による再捜査が可能となっても、その時点では証拠が散逸しているおそれがあり、結局、捜査の迅速化が実現される程度は限定的ではないかとの懸念が示されており、他方、被告人又は弁護人による同意の撤回を制限することについては、實際上被告人が否認に転じることを制限することは困難であり、制限の法的効果が不明確ではないか、また、被告人側が制度を利用するハードルを高めるもので、制度が利用されなくなる結果を招きかねないのではないかなどの懸念も示されていることから、これらの懸念をも踏まえて具体的な検討を行う。

次に、現行の即決裁判手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならないとされており（刑訴法第350条の14）、實際上、手続の活用範囲が執行猶予が明白な事案に限定されているが、新たな手続においては、より幅広い事案について簡易迅速な手続による処理が可能となるよう、一定の科刑制限以下（例えば3年以下の懲役又は禁錮）の実刑も科すことができることが考えられる。

これに対しては、実刑相当事案においては弁護人による適切な情状立証の準備や裁判所による刑の量定に要する時間を確保する必要がある、簡易迅速な手続による処理が困難な場合が多いのではないか、また、被告人がこの手続に応じるメリットが明確でなければ、結局手続が利用されなくなるのではないかとの懸念も示されたところであり、これらの懸念をも踏まえつつ、新たな手続の具体的な在り方を検討する。

3 その他

以上のほか、当部会においては、

- 事実認定と量刑に関する手続の在り方
- いわゆる2号書面制度の在り方
- DNA型鑑定資料の採取及び保管等に係る法制化
- 検察官の上訴権の制限
- 刑事実体法の在り方等

についても議論が行われたが、いずれも意見の対立があるなどして一定の方向性を得るには至らず、当部会で結論を得ることは困難であることから、その要否及び当否も含めて別途検討されるべきである。

(1) 事実認定と量刑に関する手続の在り方

事実認定に関する手続と量刑に関する手続を分離することにより、量刑に関する証拠が事実認定に当たって混然一体として考慮されることがないようにするとともに、量刑資料の収集にも充てられている捜査を短縮化し、量刑の在り方も、判決前調査制度を導入してより犯罪者の処遇や再犯防止を重視したものとするべきとの意見があった。

これに対しては、現行の刑事裁判において情状のみに関する証拠等が事実認定に不当な影響を及ぼしているとは考えられず、犯罪事実に関する証拠の取調べと情状のみに関する証拠の取調べをできる限り区別して行うことは運用上の配慮により十分可能である上、実際にも行われているから、このような制度を導入する必要性はない、手続二分の制度を採ると、審理の遅延が生じたり、被害者等の証人が事実審理の段階と量刑審理の段階で二度にわたり出廷することを余儀なくされ、その負担を増大させることともなりかねない、判決前調査制度を導入すると、裁判員裁判を現在のように同一の裁判体が事実認定と量刑判断を行うという形で行うことができなくなるし、これを区分した場合、量刑判断のみを行う裁判体に困難な判断を強いることとなるなどとする反対意見が示された。

現行刑事司法制度において、事実認定と量刑に関する手続を制度上分離しなければならないほどの立法事実は見当たらないとの指摘があることに加え、手続二分制度は、量刑の在り方や審理手続の大幅な変更を伴うものであり、その採否を判断するためには、取調べや供述調書への過度の依存の見直しにとどまらず、量刑や刑事裁判の本質も含めた根本的議論が不可避と考えられることからすれば、この問題については、今後の捜査・公判の運用の実情も踏まえた上で、別途検討されるべきである。

(2) いわゆる2号書面制度の在り方

2号書面の採用に係る運用が極めて緩やかに行われてきたとの理解を前提として、2号書面制度は従来の刑事司法制度における供述調書への過度の依存の象徴的存在であり、これを廃止するべきとの意見や、これを存置するとしても、2号前段の供述不能の場合にも絶対的特信状況を必要とするなど、

その要件を厳格化するべきとの意見があった。

これに対しては、新たな刑事司法制度において可及的に公判廷で証人からありのままの証言が得られるようにしていくことが必要かつ有用であるとしても、証人が公判廷では記憶どおりの供述ができないなどの事態が生じ得ることは否定できず、そのような場合にも捜査段階でなされた供述を証拠として適正な事実認定に供することができるようにするため、2号書面制度は必要であり、これを廃止すべきではない、裁判所においては、証人が公判廷で検察官調書と異なる内容の証言をした場合でも、できる限り公判廷でありのままの証言が得られるようにするため、まずは検察官に記憶喚起や弾劾的な質問の活用などの方策を尽くさせた上で、やむを得ない場合に限り、2号書面の要件を慎重に判断して採用してきたものであって、そもそも議論の前提に問題があるなどの反対意見があった。

この問題については、前記第3の1(1)エに関連する部分を除き、当部会で結論を得ることは困難と考えられることから、その要否及び当否も含めて別途検討されるべきである。

(3) DNA型資料の採取及び保管等に係る法制化

DNA型証拠は、近年の刑事裁判において、極めて重要な証拠と位置付けられるものであることから、DNA型資料の採取及び保管等の在り方について法律で定めるとともに、その目的外使用を禁止した上で弁護人によるアクセスを認めるべきであるなどとする意見があった。

これに対しては、DNA型情報の採取は適法に行われている上、DNA型データベースは、現行の個人情報保護法及び国家公安委員会規則に基づき適正に運用されており、DNA型データベースの管理運用につき新たに単独法を制定する必要はないなどとする反対意見があった。

(4) 検察官の上訴権の制限

被告人を無罪とする判決に対して検察官の上訴を許すと、被告人に精神的・経済的に負担をかけることとなる上、罪を犯していない人を処罰する危険が大きいとして、裁判所が上級審による破棄を恐れることなく無罪判決を下せるようにするためにも、第一審で無罪判決が下された場合には検察官の上訴を許さず、無罪判決が確定することとするべきとの意見があった。

これに対しては、検察官による上訴は適正かつ慎重に行われている上、第一審判決の事実認定が明らかに誤っている場合にも、被告人に有利なものである場合に限り、それを是正せずにそのまま確定させようというのは極めて偏った意見であり、被害者を始めとする国民の理解は到底得られないなどの反対意見があった。

(5) 刑事実体法の在り方等

今後の刑事司法制度の在り方を考える上で、供述そのものへの依存度を下げるといふ方向に向かうのであれば、被疑者から供述を得なくても立証が容易となるよう、刑事実体法の規定をより客観的なものとしていくことや、被

疑者・被告人が黙秘したことから不利益な推認を行うことの制度化についても積極的に検討することが必要であるとの意見があった。

これに対しては、刑事実体法の客観化については責任主義の観点から、黙秘権からの不利益推認については憲法との整合性の観点から、それぞれ慎重に検討する必要があるとの反対意見があった。

諮問第九十二号

近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員等名簿

(平成25年1月29日現在)

(注) ○印は法制審議会委員を示す。

部会長

日本たばこ産業株式会社顧問 本田 勝彦

委員

弁護士	青木 和子
法務省刑事局長	稲田 伸夫
東京大学教授	井上 正仁
最高裁判所事務総局刑事局長	今崎 幸彦
専修大学名誉教授	岩井 宜子
公益社団法人被害者支援都民センター理事	大久保 恵美子
横浜地方検察庁検事正	大野 宗
東京高等裁判所判事	小川 正持
弁護士	小野 正典
明治大学教授	○川 端博
日本労働組合総連合会副会長	神津 里季生
警視庁副総監	小谷 涉
一橋大学教授	後藤 昭
京都大学教授	酒巻 匡
元警察庁長官(弁護士)	佐藤 英彦
中央大学教授	椎橋 隆幸
映画監督	周防 正行
警察庁刑事局長	高綱 直良
元検事総長(弁護士)	但木 敬一
元福岡高等裁判所長官 (学習院大学客員研究員・弁護士)	龍岡 資晃
北越紀州製紙株式会社取締役	松木 和道
元日本弁護士連合会会長(弁護士)	宮崎 誠
厚生労働省社会・援護局長	村木 厚子
元日本経済新聞社論説委員兼編集委員 (日本司法支援センター理事)	安岡 崇志
東京大学教授	山口 厚

幹事

法務省大臣官房審議官	岩尾	信行
法務省刑事局刑事法制管理官	上富	敏伸
法務省刑事局参事官	上野	正史
神戸大学教授	宇藤	崇
東京大学教授	川出	敏裕
早稲田大学教授	北川	佳世子
法務省刑事局参事官	吉川	崇
弁護士	小坂井	久
警察庁刑事局刑事企画課長	島根	悟
弁護士	神	洋明
最高裁判所第一課部長 刑事局組織犯罪対策課	高橋	康明
警察庁刑事局組織犯罪対策課	露木	康浩
内閣法制局参事官	藤本	治彦
法務省刑事局参事官	保坂	和人

関係官

法務省特別顧問	松尾	浩也
---------	----	----

審議状況一覧

【会議】

日 程	主な審議内容等
第 1 回 (平成23年6月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法務大臣挨拶 ○ 部会長の選任及び部会長代行の指名 ○ 議事の公表等の在り方について決定 ○ 諮問の経緯及び趣旨説明
第 2 回 (平成23年7月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の調査・検討事項及び部会の進め方についての議論
第 3 回 (平成23年9月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省・取調べの可視化に関する省内勉強会取りまとめについての説明及び質疑応答 ○ 警察における取調べの録音・録画の試行の検証結果及び捜査手法，取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告についての説明及び質疑応答
第 4 回 (平成23年10月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁及び東京地方検察庁の視察
第 5 回 (平成23年11月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の方々からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺耕治氏（香川県警警察官） ・ 弘中惇一郎氏（弁護士） ・ 稲川龍也氏（最高検察庁検事） ・ 中山信一氏（いわゆる志布志事件の無罪確定者） ・ 假谷実氏（いわゆる目黒公証人役場事務長逮捕監禁致死事件の被害者遺族）
第 6 回 (平成24年1月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 論点整理に向けての議論
第 7 回 (平成24年2月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 論点整理に向けての議論 ○ 取調べの可視化に関する法務省勉強会の取りまとめに関する日本弁護士連合会の意見書，犯罪情勢や刑事手続に関する統計資料等についての説明及び質疑応答
第 8 回 (平成24年3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 論点整理 ○ 「時代に即した新たな刑事司法制度の在り方（総論）」についての議論

第9回 (平成24年4月17日)	○ 「供述証拠の収集の在り方」のうち、「取調べの録音・録画制度の在り方」についての議論
第10回 (平成24年5月24日)	○ 「供述証拠の収集の在り方」についての議論
第11回 (平成24年6月29日)	○ 「客観的証拠の収集の在り方」及び「公判段階の手続の在り方」についての議論
第12回 (平成24年7月31日)	○ 「公判段階の手続の在り方」, 「捜査・公判段階を通じての手続の在り方」, 「刑事実体法の在り方」及び「その他」についての議論
第13回 (平成24年9月19日)	○ 重点的に議論すべき具体的論点の整理 ○ 「取調べの録音・録画制度」及び「有罪答弁制度（自白事件を簡易迅速に処理するための制度）」についての議論
第14回 (平成24年10月30日)	○ 「刑の減免制度, 協議・合意制度, 刑事免責」, 「被疑者・被告人の身柄拘束, 出頭確保の在り方」及び「取調べへの弁護人の立会い」についての議論
第15回 (平成24年11月21日)	○ 「通信傍受の合理化・効率化, 会話傍受」, 「証拠開示制度」及び「被疑者国選弁護制度の拡充」についての議論
第16回 (平成24年12月5日)	○ 「被告人から真実の供述を得るための方策」, 「いわゆる2号書面制度」, 「証人及び被害者の保護等のための施策」, 「司法の機能を妨害する行為に対する制裁の在り方等」及び「その他（事実認定と量刑に関する手続の在り方等）」についての議論
第17回 (平成24年12月25日)	○ 「取調べの録音・録画制度」, 「有罪答弁制度（自白事件を簡易迅速に処理するための制度）」, 「被疑者・被告人の身柄拘束, 出頭確保の在り方」及び「その他」についての議論
第18回 (平成25年1月18日)	○ 基本構想についての議論
第19回 (平成25年1月29日)	○ 基本構想についての議論及び取りまとめ

【国内視察】

- 千葉県等（平成23年12月19日及び同月21日）
科学警察研究所，東京拘置所，弁護士法人北千住パブリック法律事務所
- 福岡県（平成24年1月23日から同月24日）
北九州市役所，福岡県警察小倉北警察署，北九州自立更生促進センター，日本司法支援センター福岡事務所，門司税関福岡空港税関支署，福岡刑務所

【諸外国における刑事司法制度の実情視察】

- イタリア共和国（平成24年9月24日から同月25日）及びフランス共和国（同月27日から同月28日）
ローマ地方検察庁，ローマ地方裁判所，ローマ弁護士会，イタリア内務省警察総局，パリ大審裁判所，パリ大審裁判所検事局，パリ弁護士会，パリ第5区警察署
- アメリカ合衆国（平成24年10月15日から同月18日）
司法省刑事局詐欺部，D C 地区上級裁判所，司法省国際組織犯罪等担当等，連邦捜査局，D C 地区連邦検事局，D C 地区首都警察本部，D C 地区公設弁護人事務所
- 大韓民国（平成24年10月22日から同月23日）
大韓弁護士協会，ソチヨ警察署，ソウル中央地方検察庁，大検察庁，ソウル中央地方法院，法務部